

第62回四日市市都市計画審議会

1. 開催日時 令和5年1月23日(月) 10:00～11:50

2. 開催場所 四日市市役所 11階 第1委員会室

3. 出席者

【委員】

(市議会議員委員)

荒木委員、伊藤委員、川村委員、笹井委員、諸岡委員

(学識経験者委員)

丸山委員、松本委員、藤谷委員

(市民委員)

山路委員、藤田委員、前田委員

【四日市市】

都市整備部 伴部長、伊藤(準)建設担当部長、伊藤(勝)理事

【事務局】

都市計画課 鈴木課長

総務・まちづくり支援グループ 田中グループリーダー

櫻井課付主幹、後藤主幹

4. 傍聴者 3名

5. 配布資料

- ・ 事項書
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 第120号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想
(塩浜地区) 決定案

【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】

6. 審議会の内容

- ・ 委員15名中、11名出席 ⇒ 会議成立
- ・ 非公開に該当する内容はないため、会議公開 ⇒ 傍聴者 3名
- ・ 議事録署名人の氏名 ⇒ 松本委員、前田委員

**第120号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想
(塩浜地区) 決定案**

【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】

《議案説明》

【事務局】

それでは、早速、第120号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想(塩浜地区)決定案について説明させていただきます。

最初に、都市計画マスタープラン全体構想と、本日の議案である都市計画マスタープラン地域・地区別構想の位置づけについて説明します。

第120号議案の関連資料-1を御覧ください。

まず、赤枠のところですが、本市の都市計画マスタープランは、黄色で示す全体構想と緑色で示す地域・地区別構想の2つから構成されています。

この地域・地区別構想は、各地区ごとの都市計画マスタープランに当たります。

全体構想は、市の総合計画や三重県が策定する三重県都市マスタープランに即して、市域全体の観点から市のまちづくりの方向を示すものであり、おおむね20年後の市の将来像を示し、まちづくりの方針や土地利用の基準となるものです。

一方、地域・地区別構想は、全体構想の方針に即して、おおむね10年間の地区ごとの土地利用や都市整備の計画を示したものです。

この地域・地区別構想は、図の右側のオレンジ色で示します、地域の方々と策定し、市に提案された地区まちづくり構想を基に市が策定します。

こうした地域住民が提案した地区まちづくり構想を踏まえ、市が地区ごとの都市計画マスタープランの地域・地区別構想を策定する仕組みは全国的にも例が少ない取組となっています。

この手続は、都市計画法で定められた都市計画決定の手続を要する案件ではありませんが、四日市市都市計画まちづくり条例では、当該地区の方々と協議を行い、決定案を作成し、縦覧を行った上、その決定案について当審議会の議を経て策定することになっております。今回、議案として御審議いただくものでございます。画面を御覧ください。

こちらは市内における地区まちづくり構想等の取組状況となりますが、現在20地区から地区まちづくり構想が市に提案されており、これを基に策定する都市計画マスタープラン

ン地域・地区別構想は、赤色となっている16地区で策定済みで、青枠で囲ってある今回の塩浜地区が17地区目という形になります。

それでは、塩浜地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想決定案の内容について御説明いたします。

決定案の策定に当たって、塩浜地区では、まちづくり構想を具現化するため、地域住民と企業で構成された塩浜地区まちづくり構想実行委員会を立ち上げ、同委員会において、この地域・地区別構想についても課題に対しての議論を重ねていただき、5回の委員会を経て、地域住民や企業の皆様とつくり上げた内容となっております。

資料の120号議案書に戻っていただきまして、議案書の表紙と塩浜地区都市計画マスタープランの表紙2枚をめくっていただきまして、「はじめに」のページを御覧ください。

上段では、塩浜地区の全体構想における位置づけ等を記載しております。

下段の「塩浜地区都市計画マスタープランとは」と記載されている部分では、このマスタープランが全体構想に基づくまちづくりのアクションプランで、今後10年間の必要な施策を中心にまちづくりの方向性を示し、様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものといった位置づけや役割を示しております。

次に、右ページの目次を御覧ください。

本案は、第1章、塩浜地区の特徴から、第4章、マスタープランの実現に向けての構成となります。

ページを1枚めくっていただきまして、議案書の1ページを御覧ください。

第1章、塩浜地区の特徴となります。

塩浜地区は、本市の中心市街地の南に位置し、北部は大井の川、南部は鈴鹿川の間挟まれた沖積地の中に静かで豊かな農漁村が形成され、古くは平安の頃から塩作りをしていた歴史があり、塩浜と呼ばれる由来とされています。

昭和5年、本市と合併後、我が国屈指の石油化学コンビナート地帯を形成するに至りましたが、一方で、四日市公害が発生し、市民、企業、行政が一体となって環境問題に取り組んできました。

地区の地域資源は豊かであり、鈴鹿川の河口でバードウォッチングができる自然環境、磯津海岸から眺望する伊勢湾の美しい自然景観や日の出、コンビナート企業群の夜景は多くの人を引きつけています。

交通網としては、近鉄名古屋線の急行が停車する塩浜駅と各駅停車の海山道駅があります。さらに、地区内の南北を走る国道23号や県道四日市楠鈴鹿線、塩浜街道等の幹線道路があり、四日市市による自主運行バス、磯津高花平線も運行しております。

今後、塩浜地区では、地区住民の良好なコミュニティを生かし、大規模工場群との共存共栄を図りながら、多様な世代が交流するにぎわいのあるまちづくりや、末永く住み続けられる安全、安心で快適なまちづくりを進めることが求められています。

続きまして、議案書2ページを御覧ください。

第2章、塩浜地区のまちづくりの基本的方向となります。

このまちづくりの基本的方向の記載につきましては、地区から提案いただいた塩浜地区まちづくり構想の将来像を踏まえており、こちらについては、第120号議案関連資料-2、塩浜地区まちづくり構想概要版のおもて面を参照願います。

塩浜地区まちづくり構想概要版では、ページ右側に記載のとおり、地区のスローガンである「豊かでさわやかな町 しおはま」を目指すため、3つのまちづくりの目標として、「塩浜が持っている個性豊かな地域力を活かしたまちづくり」、「人口減少が進む中、若い人が残り、楽しみ、若い人を呼び込むまちづくり」、「「公害」から「環境と健康」のまちへの力強いまちづくり」を掲げ、具体的な取組が示されています。

議案書の2ページに戻っていただき、地域・地区別構想のまちづくりの基本的な方向について、塩浜地区まちづくり構想に記載された地区のスローガンをそのままとし、また、この基本的な方向を実現するため、塩浜地区まちづくり構想に記載された3つのまちづくりの目標を踏まえ、土地利用、都市整備に関する内容から、「Ⅰ 賑わいのある住みやすいまちづくり」、「Ⅱ 安全・安心なまちづくり」、「Ⅲ 自然環境・大規模工場群との共存共栄によるまちづくり」の3つを柱としまして、必要な施策、事業を展開していくこととしております。

続きまして、議案書の3ページから7ページまでが、第3章、塩浜地区のまちづくりへの取り組みとなります。

塩浜地区のまちづくりへの取り組みを説明する前に、まちづくり構想との関係について御説明させていただきます。

再度、第120号議案関連資料-2を御覧ください。

表面のページ右側にはまちづくりの目標と方針を記載しており、3つのまちづくりの目標の中に様々な施策が記載されておりますが、今回策定する地域・地区別構想につきまし

では、まちづくり構想から都市整備や土地利用に関する内容を抽出し、今後おおむね10年間に必要な施策を中心に塩浜地区のまちづくりの方向性を示しています。

例えば、テーマ4、末永く住み続けられる安全・安心と快適なまちづくり、「1. 子どもから高齢者並びに障がい者まで安心して生活できる安全な都市基盤づくりに取り組みます。」という項目は都市整備に関する項目であるため地域・地区別構想に記載しておりますが、テーマ1、地域コミュニティの充実と人づくり、「1. “ひと・ささえあい”を中心に据えた福祉まちづくり活動を進めます。」の福祉分野に関する施策は都市整備や土地利用に関する内容ではないため地域・地区別構想には記載しておりません。

なお、このまちづくり構想については、提案時に関係部局へまちづくり構想の内容を伝えており、都市整備部内だけでなく庁内関係部署と情報共有を図っております。

それでは、塩浜地区のまちづくりへの取り組みを御説明させていただきます。

再度、議案書3ページへお戻りください。

各項目ごとに、地区のまちづくりの目標や課題、望まれる方向の内容が上段の明朝体の部分で、取り組みの方針については下段の太字、ゴシック体の部分で記載しております。

まず1つ目の柱である、賑わいのある住みやすいまちづくりについては、画面に表記されているとおり、2つの項目について、それぞれの取り組みの方針を示しています。

(1) 塩浜駅を中心とした賑わいのあるまちづくりにつきましては、駅周辺の活性化を図り、塩浜駅を中心としたにぎわいのあるまちづくりを目指すため、取り組みの方針に各施策を記載しております。

(2) 公共交通の利用促進と利便性の向上につきましては、住民、交通事業者、行政など交通に関わる関係者が一体となって、公共交通の維持を中心に移動手段の確保を目指すため、取り組みの方針に各施策を記載しております。

議案書3ページの上段を御覧ください。

1つ目の塩浜駅を中心とした賑わいのあるまちづくりの取り組みの方針については、①塩浜駅西口における新たな駐輪場の確保、②塩浜駅東口付近の市道における歩行空間の改善策の検討など駅周辺の利用環境の向上に努める、③塩浜駅周辺における共同建替等誘導助成制度による土地の高度利用及び都心居住型の住宅供給の促進、④地域が取り組む駅周辺のにぎわいづくりや再開発の事例の研究についてアドバイザー派遣による支援の計4点を記載しております。

議案書3ページ下段を御覧ください。

2つ目の公共交通の利用促進と利便性の向上の取り組みの方針については、①既存バス路線の維持に向けた利用促進、②将来的な実現化に向けた次世代モビリティの活用の検討の計2点を記載しております。

議案書の4ページを御覧ください。

次は、2つ目の柱である、安全・安心なまちづくりとなります。画面に表記されている3つの施策について、それぞれの取り組みの方針を示しています。

(1) 住環境の向上については、末永く住み続けられる快適な住環境や景観の維持、向上を目指すため、取組方針に各施策を記載しております。

5ページの(2) 安心して暮らせる道路環境の向上については、生活道路等の安全対策を進めるなど、誰もが安全、安心して快適な道路交通環境の整備を目指すため、取り組みの方針に各施策を記載しております。

6ページの(3) 災害に強いまちづくりの推進については、地区住民の大切な命や生活を守り、地域と災害に強いまちづくりを目指すため、取り組みの方針に各施策を記載しております。

議案書の4ページにお戻りください。

1つ目の住環境の向上の取組方針については、①良好な住環境の維持・向上の仕組みづくりを地区計画などの手法による支援、②住み替え支援促進事業や空き家・空き地バンクの促進、③狭あい道路後退用地整備事業による道路環境の改善、④狭小宅地改善及び同居等支援制度による定住促進、⑤木造住宅耐震補助制度による支援、⑥瓦屋根耐風改修工事費補助制度による支援、⑦生垣設置助成金交付制度やブロック塀等撤去費補助制度による支援、⑧花と緑いっぱい事業など緑化活動支援の計8点を記載しております。

議案書の5ページを御覧ください。

2つ目の、安心して暮らせる道路環境の向上の取り組みの方針については、①県道四日市楠鈴鹿線(塩浜街道)の渋滞対策に関する会議体への参加、②生活に身近な道路整備事業や通学路交通安全プログラムによる歩行者安全対策の検討、③再掲となります、狭あい道路後退用地整備事業による道路環境の改善の計3点を記載しております。

議案書の6ページを御覧ください。

3つ目の災害に強いまちづくりの推進の取り組みの方針については、①鈴鹿川水系河川整備計画に基づく治水対策の働きかけ、②塩浜跨線橋や海山道跨線橋の橋梁耐震化の推進、③総合的な治水対策の推進、④再掲となります、木造住宅耐震補助制度による支援、

⑤再掲となります、生垣設置助成金交付制度やブロック塀等撤去費補助制度による支援の計5点を記載しております。

議案書の7ページを御覧ください。

次は、3つ目の柱である、自然環境・大規模工場群との共存共栄によるまちづくりとなります。画面に表記されている2つの施策について、それぞれの取り組みの方針を示しています。

(1) 鈴鹿川河川敷・磯津海岸周辺における自然環境の保全と景観活用については、地区が有する豊かな自然環境を保全し、美しい景観や観光資源を生かし、身近に自然と触れ合え、憩いの場として活用されるよう地域などと連携して取り組むことを目指すため、取組方針に各施策を記載しております。

(2) 企業と協働したまちづくりについては、塩浜地区ではコンビナート企業等との共存共栄による地域づくりを目指しており、本市においても、地区が抱える課題等を地域や企業と共有し、地区の活性化につながるよう地域や企業と協働したまちづくりに取り組むことを目指すため、取り組みの方針に各施策を記載しております。

議案書7ページ上段を御覧ください。

1つ目の鈴鹿川河川敷・磯津海岸周辺における自然環境の保全と景観活用の取組の方針については、①鈴鹿川河川敷の有効活用や鈴鹿川河口部の景観づくりの検討についてアドバイザー派遣による支援や関係機関への働きかけ、②鈴鹿川河口部周辺における干潟の保全について関係機関への働きかけ、③鈴鹿川の河川敷や堤防を活用しウオーキングなど健康増進に向けた環境づくりの方策を検討し関係機関と協議の計3点を記載しております。

議案書7ページの下段を御覧ください。

2つ目の企業と協働したまちづくりの取り組みの方針については、①企業群に関連する土地等の活用について地域や企業と共に検討、②再掲となります、県道四日市楠鈴鹿線(塩浜街道)の渋滞対策に関する会議体への参加、③再掲となります、既存バス路線の維持に向けた利用促進の計3点を記載しております。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。

こちらは、おおむね10年間に予定する地域整備の取組となっております。

左側は今回策定する塩浜地区都市計画マスタープランの内容を記載しており、右側は塩浜地区まちづくり構想の地区づくりの基本方針のうち地区整備に関係する提案項目を抜粋したものを記載しております。

左側、塩浜地区都市計画マスタープランの欄には、先ほど説明しました取り組みの方針を事業概要として、対象区域、実施時期と併せて記載しております。

例として、左側上段、(1) 塩浜駅を中心とした賑わいのあるまちづくりの「④地域が主体となって取り組む、駅周辺のにぎわいづくりや再開発の事例の研究などについて、必要に応じてアドバイザー派遣などにより支援します。」の記載については、右側上段、多様な世代が交流するにぎわいづくりの「再開発などまちづくりの手法を研究する」を基に記載しております。

9 ページについても同様な記載としております。

なお、今後、これらの整備に関する予算確保に努めてまいります。

続きまして、議案書の10ページの構想図を御覧ください。

こちらは、先ほどから御説明しております各取り組みの方針の位置などが分かるよう図示しており、右下には凡例を記載しております。

一例として、オレンジ色の着色で示しているⅠ－(1)－①については、議案書3ページ上段の取り組みの方針①を示しており、ほかの項目についても、第3章の取り組みの方針に記載されている場所を示しております。

なお、地区全域が対象の取組については記載しておりません。

議案書の11ページを御覧ください。

こちら、第4章、都市計画マスタープランの実現に向けてですが、こちらの章では、Ⅰ、多様な主体の参画と協働によるまちづくりの項目では、取り組みの方針として、プランの実現に向けた地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築などを記載しております。

なお、塩浜地区の特有の記載としまして、上段、明朝体の部分に、塩浜地区都市計画マスタープランの実現に向けて、地域と企業、市の3者が連携した取組を進める旨を記載しております。

Ⅱ、継続的なフォローアップの項目では、取り組みの方針として、地域のまちづくり活動と連携した塩浜地区都市計画マスタープランの進行管理や継続的なフォローアップを記載しております。

最後になりますが、決定案の縦覧結果について御説明いたします。

関連資料－3を御覧ください。

令和4年11月28日から令和4年12月12日まで、都市計画課及び塩浜地区市民セ

ンターにて決定案の縦覧を行いました。縦覧者は4名、意見書の提出はありませんでした。

第120号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（塩浜地区）決定案についての説明は以上となります。

《質疑応答》

【A委員】

本冊の3ページ、賑わいのある住みやすいまちづくりの中の（2）公共交通の利用促進と利便性の向上に関する取組方針②について、「将来的な実現化に向けて、次世代モビリティの活用を検討します。」ということで、今現在、駅前整備に合わせて自動運転ということで、試験運転を重ね、検証したうえで、導入に向けて今鋭意努力をしていただいていると思います。

塩浜のこのプランを見て感じたことは、自動運転の仕組みこそ各地域に夢のある事業として広がっていけば、本当に交通弱者を救っていけるような非常に夢のある事業だと私は感じています。それが塩浜のこのプランに具体的に書かれていることがすごく素敵なことだなと感想を持ったのですが、この計画がおおむね10年ということですが、この10年の間にゴールがどこにあるのか。10年の間はただ検討するだけの10年なのか、あるいは、現実的な将来とは果てしなく遠い将来ではなくて、このぐらいのときにはこういったことが地域に展開できればいいなと考えているのか。その辺の考え方を教えていただければと思います。

【事務局】

御質問いただきました次世代モビリティの活用検討ということにおきまして、地区の方からは、交通弱者の交通の便というところで今後の不安を感じているというところもございまして、我々としても今後できることというところを今回記載させていただいております。

本市の状況としまして、今、中央通りのほうでも自動運転車両等を使用しました走行実験を行っております、今年度が3回目となっております。今現在、本市では、中央通りで実証実験を進めておりまして、導入に向けた検討を今後進めていくという形になりますが、中心市街地以外の郊外部におきましても、導入を求められている声もございまして、今後10年間で、今やっております中央通りの実証実験等の結果なども踏まえまし

て、新たな交通技術というものがどのように活用できるかというところの議論をまずは進めていき、今後の取組みやステップに結びつくような展開を考えていきたいというところでございます。

【A委員】

要するに、中央通りにおける自動運転車両等の実証実験等の成功に合わせて、地域でどう展開していったらいいかという研究も並行して協議して行っていくということですね。

ぜひ、しっかりと絵を描いて、近い将来、塩浜をはじめとする多くの地域の交通弱者を救える非常に夢のある事業として、市民の方たちがわくわくされる事業になってくると思いますので。

自動運転車両は、私も2回ほど乗らせていただきましたが、こういったものが本当に町中で走ることは非常に夢のある事業だと思いますので、現実的にどういったことができるのかを探りながら、いい事業に繋げて行っていただきたいと思います。

【G委員】

塩浜街道の渋滞をずっと聞いていますが、その渋滞解消の答えとして、各企業との話し合いの場に参加しますと書いてありますが、実際、塩浜街道の渋滞は永久に解消できないと考えており、企業の敷地の中に道路を作って、企業の関係者がその道路を通っていくような構想でもあるのかと思ったのですが、そのような記載がない。

そして、この塩浜地区は、地区全体から見ると企業が4分の3ぐらいを占めておるような感じで、そういうことは難しいのかもしれないですが、もし何か構想があるのであれば教えていただきたい。

【事務局】

まず、塩浜地区内で大きな道路整備の予定があるかということに関しましては、結果から申しますと、今時点で予定はないというところではございます。

ただ、三重県が平成29年度から、塩浜街道につきましては、歩道幅員の確保や道路の視認性向上のために街路樹を低木に植え替えるなどの歩道の整備工事を実施しており、今年度、工事が完成したというような状況でございます。道路も見通しが良くなり、また、車道部の水の排水性という部分につきましても大変向上したということを経験から聞いてはおります。ただ、道路につきましては、例えば車線数を増やすとか、抜本的な渋滞対策というものは三重県としても現時点では難しいというような回答もいただいております。

話し合いの場に参加するという記載につきましては、まちづくりという観点から、地域、

企業、行政ができることを、まず一步検討していくことが重要と考えておりまして、例えば企業におかれましても、企業への通勤という部分におきまして、塩浜地区の面積の半分以上がコンビナート企業の土地という形になっておりますが、各企業の車を減らす取組といたしまして、ノーマイカーデイだったり、あとは時差出勤、こういった取組をして通勤自動車等の削減に取り組んでいただいていると聞いておりまして、引き続き、そういった企業、行政、地域でできること、そういった部分から話合い、協議を始め、最終的には三重県のほうにいろいろ取組を働きかけていくというようなステップを踏んでいきたいと考えております。

【H委員】

塩浜駅中心の賑わいのあるまちづくりということで、駅周辺の商業施設を見ると、年々縮小しているように思います。そこに従事している方が高齢化しているというのは事実だと思っており、担い手がいないということでだんだん縮小して行って、塩浜駅周辺の商業施設というのはもう本当に活性化していないというのが現状かなと思っています。

この中で、3ページに駅周辺の賑わいづくりや再開発の事例研究、はどうしていくのか高齢化が進み担い手がいないところ活性化しましょうというのは高齢化して元気のないところにやりましょうよという、ちょっと何か矛盾があるように感じるので質問をしました。

【事務局】

駅周辺の賑わいづくりということに関しまして、地域・地区別構想策定の段階におきまして、地域の方と今回5回の協議を重ねたというところもございしますが、その中でも、やはり地域の方からも駅周辺の賑わいというところで、商店がどんどん空き家となり、シャッター街になっていくというような御意見もいただいております、何とかしないといけないというようなお声もいただいております。

まず、本市では、3ページの③の取組にもありますが、共同建替等誘導助成制度を運用しております。こちらは、民間事業者が開発行為を行う際に2つ以上の土地を集約し、土地の高度利用を図るような場合について助成金を図るような制度となっております、まずはこういう既存制度をさらに周知して、民間の開発を呼び込んでいきたいと考えております。

あとは、今御質問いただきました④のにぎわいづくりや再開発の事例の研究ということにつきましても、地区の取り組みを紹介させていただきますが、令和3年度に、地区が主

体となり、市道の塩浜駅東西連絡通路という、塩浜駅の東口と西口を結ぶ通路がございまして、そちらの通路の掲示板に地区の風景等の写真などを掲載し、まちの賑わいづくりのために駅前ギャラリーを実施していただきました。

本市としても、まず行政でできること、かつ、地区の取組に対してしっかり行政としても応援していきたいというところがございまして、塩浜地区の住民の方々、皆さんで動いて何とか人を呼び込もうと取り組んで頂いており、そこにしっかりアドバイザー派遣など、行政が入ることでより具現化していくといたしますか、実現に向けて一緒に取り組んでいきたいと考えております。

【C委員】

塩浜地区のマスタープランですが、例えば塩浜地区では、過去があって、現在、未来って、どの地域でもあると思うが、特にまちづくりに関して、やはりコンビナートでの公害の問題があって、それによって行政的に移住を促しているが、私らの地域にも塩浜の人が集団で引っ越しされて、そこでまちを作るとかいう、そういう背景はもっと書いたほうがいいのではないか。

その上に立って現在があって、未来はどうしようかという物の見方が要る。もう一つ、皆さんの意見を聞いていて、私もずっと思っていたが、いろんな地域の方々の声を聞く中で、地域・地区別構想を策定したが、取り組みは進んでいるのかと聞かれ、時間の制約が5年とか10年のはずが、全然進んでいないよね、どの地域も。また、予算は付いているのと聞かれると、付いていない。

それで、10年以内に地域・地区別構想の具現化に向けての予算を考えると、市の100年分ぐらいの予算を使わないと実現できない中で、記載された事業が進まないストレスが住民も溜まってきている気がしている。だから、やっぱり地域・地区別構想は全国的にも珍しい取り組みではあるが、逆に、取り組みが進まないとストレスを溜めることになりかねないというところがある。

もう一度、全地区の地域の人々の声を聞いて、会議へ入ってもらって地域の人と一緒に行政がつくっていくというのも平等でいいと思うが、限られた資源や予算を使ってやっているとすると、知恵や工夫が必要と思うが、構想の中に具現化すると記載があって、10年経っても実施できていない事業があり、結構市民の人にはこの点がストレスになってきている。今後どうしていくかもう一度、しっかり考えないといけない。

逆に言うと、構想に書くだけで仕事が終わってしまったら、担当職員の仕事は何をして

いるのか。構想を実現していくためには、役所の予算にも限りがある。やっぱり民間の知恵や活力を借りるなど、方策を考える必要がある。

例えば、委員の意見で、駅周辺の商店街の活気がないのであれば、思い切って、色々な規制もあるが、行政が具体的な活性化策を考えてもいいのではないか。それから、塩浜駅から工場へ行く人が雨に濡れずに歩けるよう、屋根付きの遊歩道を整備して歩けるようにしようとか、そのような考えがあってもいいのではないか。別に市の事業ではなく、鉄道会社が実施するとか、実施者についても行政が検討しない限り、どの地域もストレスになっていく。

各地区の自治会長さんらも責任を負わされており、どの地域も同じであるが、例えば、神前地区の地域・地区別構想において、高角駅周辺の取り組みも記載はあるが、動きがない。

四日市市は過去の反省がないと思っており、集中的に工場を造って公害を出したためにやっぱり光と影が出て、塩浜地区の人も違うところに強制的に住まざるを得なくなった状況は四日市公害の判例でも明らかになっているわけで、そういうことを踏まえて、現在、未来はどうしようかとかいうこともしっかり記載していくことも必要と思う。

そのため、どういう予算立てをするかと、10年という計画期間の中で、事業を実施していくためにどのように考えているのか。

【四日市市】

地区からも地区マス予算みたいなものはないのというお話もいただきますが、正直、地区マス予算という形ではなく、例えば既存の事業の中でどれを選択してやっていく中で、地区マスの記載を基に予算を要求しており、地区マスを作ったから予算が膨らんでということではないが、ご指摘のとおり、事業の実施がなかなか見えてこないというところもあるかと思っています。

今、どのように変えていくべきかという点は、難しいところですが、策定から10年以上たった地区もございませし、今回策定した地区、今後策定していく地区もありますので、引き続き、どのような進捗であるかをまず地区にお示ししないと、そういった声がやはり出てしまうのかなと思いますので、たくさんの地区で地区マスを作っていており、大変なところではございますが、しっかりそこは進捗管理して、地域の方にはしっかりアナウンスしていきたいと考えております。

【C委員】

それであれば、地域の人にどうやって説明していくか、丁寧な説明が要ると思う。このような理由で、これは実現できていませんと。これはこういうことをすると実現・達成可能性があるなど、きちっと明確にしていくべきと思う。

だから、例えば塩浜駅の賑わいを取り戻すのであれば、このような方策でやっていきますということを、10年間の中で、行政がしっかり計画を立てる必要がある。実現できなければ、行政の責任になるが、行政がやはり地域に説明しているかといったら、桜地区の連合自治会でもほとんど答えなんて返ってきていないと聞いており、桜地区の里山でまちづくり構想に記載しているが、全然何も進んでいないとのことであった。

そのような話を聞くと、都市計画審議会で各地区の地域・地区別構想の議案を認めており、その責任をどのように果たすのかと思い、意見を言わせていただいた。

やはり、議案として議を求められ、わかりましたと言うだけではなくて、それに対して、市の予算もある中で、どう地域に説明していくかということの手立てもやはり要るのではないか。

10年以上たった地区もある中で、そこに対する事業実施の有無について、計画したけどできていませんと言うだけではなく、なぜできなかったのか、このように進めようと考えているなど、計画期間がある以上、説明責任をしっかり果たしてほしい。

【四日市市】

ご指摘内容については、10年過ぎた地区も数地区あり、その地区をどうしていくのかという議論は今行っています。

地域・地区別構想だけ見直しをかけるのか、地域・地区別構想の基となる、地域が策定したまちづくり構想から若干地域でも見直していただくのかというところもあろうかと思いますが、ただ、それを実施していただくにも、今おっしゃっていただいた地域・地区別構想で書き上げたものがどう進捗しているか。ご指摘のとおり、進んでいないのはなぜか、しっかり説明しなければ、地域の考えも見直すべきなのかどうなのかという議論もできないと思いますので、なかなか人員的に大変なところはございますが、おっしゃられるところは十分理解しますので、地域に対して細かな対応をしていきたいと考えております。

【C委員】

都市計画審議会に地域・地区別構想の進捗状況を確認する機能を持たせたほうがよいの

か、会長に尋ねないと分からないが、議を認めて計画を立てたのであれば、チェックも必要ではないか。市議会には市長が出された税金の使い道が良いか悪いかをチェックすることが機能としてはあるが、まちづくりの地域・地区別構想については、市議会でもチェックはできると思うが、議を認めるのは都市計画審議会であり、やはり都市計画審議会に一定のチェックをするというか、追及が必要であると考えている。

会長は、都市計画審議会の会長として認めてきたわけであるが、進捗状況はどうなっているのかというチェックを会長が行うのか、逆に言うと、行政側から都市計画審議会に報告を行う必要があるのではないか。

私が知る限り、都市計画審議会に進捗状況に関する報告はない。今日の塩浜地区のように策定の承認を行ってきたが、10年前に作ったような地区の進捗状況をどこへ報告しているのかと思うと、議会の常任委員会内でもないし、改めて報告する場を作っているわけでもないし、やはり都市計画審議会の中に報告し、チェックする機能があれば、行政も意識して進めてくれるのではないか。

今日で言えば、10年後までに塩浜地区のまちづくりのこの構想をきちっとやっていて、随時、進捗状況をチェックする。例えば、5年ぐらいで一度、塩浜地区の住民の人にも報告し、併せて都市計画審議会にも報告するようなことを考える必要がある。

【事務局】

確かに、ご指摘のとおり、都市計画審議会に議を経て地区のマスタープランを作っていくということを平成20年度以降から取り組んでいる。本日もご説明しましたように、多くの地区で策定が進む中、確かに都市計画審議会に今どういう進捗になっているかという報告を一度もさせていただいておりません。

数年前ですが、次年度の予算検討のときに資料請求がありまして、各地区のマスタープランの進捗状況について、議会の常任委員会において、予算審議の関係で資料請求をいただき、進捗状況を報告しておりますが、ご指摘のとおり、一度、都市計画審議会のほうにも、議を経て策定しているという性格のものでありますので、策定したものが今どういうふうに進捗をしているかは、改めて整理し、この都市計画審議会の場でも報告をさせていただくべきかなと思っております。また会長のほうにも御相談をしながら、次回には示していければと感じておるところです。

【C委員】

私も法的にこれが正しいかどうか、分かっていない部分もあるため、条例等を踏まえ、

会長と事務局で調整していただきたい。

【会長】

分かりました。地域・地区別構想に位置付け、取り組んでいくというのは画期的な制度だったと思いますが、評価制度は予定してこなかったという面はご指摘のとおりだと思いますので、事務局と調整し、検討させていただきたいと思います。

【F委員】

今の委員の意見について、重要な論点は2つあると思っており、1つ目は、住民の方々の御意向によって作られる計画制度、これがいわゆる一般の都市マスあるいは地区別構想とは違う作り込みであるがゆえに、そこで計画管理というか進捗管理というのが必要になってくると考えています。

一般的には、地区別構想というのは行政側がつくるので、実施することを書くじゃないですか。いわゆる全体構想の場合には大きな方針しか書かないのですが、地区別構想になるともっと具体的な事業が書かれていくと思うので、四日市市の場合、住民の方々が中心に作られているので、実施することではないことまで書かれているので、結局実現できていないということになると思うんですね。

だからこそ、四日市らしいすばらしい作り方なんですけど、これを施策として実施するときにはまだ問題があるというか、問題とは言いませんけど、進め方に工夫が必要になる。その工夫がどうも入っていないがゆえにこういう問題が起きているのだと思うんですね。だから、せっかく、四日市らしいすばらしい仕組みなので、そこを施策につなげていく方策を考えてほしいなと思うんです。

例えば、ここに取り組みの方針と書いてあるのですが、さらに具体的に取る施策ということで、2段階で書くという手があるかなと思うんですね。大きくは取り組みの方針に向かっていくが、10年ではこれをやりますよというような。そこは実際にやれることだと思うんですね。そういうような作り込みをしていくと、住民の方々との信頼関係を損なうことはなくて済むんじゃないかなという気がしました。

もう一点は、やはり進捗管理ですが、基本的には都市計画マスタープランを見直す際に恐らく評価されていると思います。ただ、これも地区別構想の作り込みによりますが、それをどう作るかによっては進捗管理をしていくような仕組みはあってもいいなと思います。それを都市計画審議会でも年に1回とか、そういった進捗管理を報告いただけるといいなと思いました。

いずれにしても、本当に素晴らしい仕組みだと思うので、これを生かさないといけないと思うんですね。それを生かせるように、ぜひ、どうやってこれを回していくかというところを御検討いただくといいなと思っております。

【F委員】

続けて、ちょっと気がついたところがあり、まず1点目は、全体構想の関係がよく分かっていなかったの、そこをどういうふうになっているのか。この地区別構想をつくるときに全体構想との整合をどう図られているのか。

さらに、16地区で策定したということですが、横並びに見たときにどういうふうに調整しているのかなと思ったんですよ。例えば、ある地区ではすごくたくさん書いてあって、ある地区は書いていないとかですね。全体とのバランスというのはどういうふうにとられているのかなというのが気になったので、勉強のために教えてもらえればというのが1点目です。

それから、今の質問にも関連するのですが、いわゆる上位関連計画との整合というのをどう取っていているのかと。いわゆる住民の方々の要望になってきますと、上位関連計画とは合わないようなところの要望もあったりすると思うのですが、そこをどのように整合をは図っているのかなと思って。特に、立地適正化計画なんていうのは大変重要な計画になってくるとは思いますが、それとの整合はどのように取られているのかというのを、2点目、教えてください。

それから、3点目から細かい話ですが、関連資料のA3横の図面を見ると、テーマ4、ゾーン30の設定の検討、素晴らしいことが書いてあるなと思っているのですが、これは地区の方々が書かれた構想にはあるんですが、それがどうも今回の地区マスタープランには全然触れられていないなと思ってしまして。恐らく、こういうのを実現しようと思うと、いわゆる通過交通を排除するような道路整備が必要になってくるとは思うのですが、全然触れられていないので、これは実現できないということなのかなというのがもう一つです。

それと、先ほどの立地適正化計画に関連して、この地区の防災に対する書き込みが弱いなと思っているんですが、都市計画マスタープランに必ずしも書かないでもいいのかもしれませんが、防災に対して、今の時代の流れからいうと、もっと書き込みがあってもいいなと思ったのですが、どのようにお考えなのかを教えてください。

【事務局】

今、委員のほうから4点御質問をいただきました。

まず1点は、全体構想との関連性につきましては、全体構想では市域全体の土地利用の基本方針等を定めており、塩浜地区につきましては、大きく3つの土地利用の基本方針、要素がございまして、1つは駅周辺という中心の……。

【F委員】

個別ではなく、いわゆる地区別構想を策定するに当たってどういうふうに整合を取っているかという、その仕組みを教えてくださいという意味です。

【事務局】

整合につきましては、全体構想の記載内容を確認して、それに即して、地域・地区別構想に記載をしています。

そのため、全体構想の中には、駅周辺の活性化、都心居住や土地の高度利用を進める、そういった記載がございまして、塩浜駅周辺の賑わいづくりを位置付けました。

【F委員】

そのときに、塩浜駅は、立地適正化計画において、例えば交流拠点とか何とか拠点とか、そういう位置づけはあるんですか。

【事務局】

交通拠点として位置づけています。

【F委員】

わかりました。位置づけがあった上で、地区別構想に落とし込んでいるということですね。

【事務局】

その通りです。

【F委員】

では、道路整備も一緒ですね。

【事務局】

そうです。

【F委員】

わかりました。

【事務局】

委員のご意見で、上位関連計画というところで、立地適正化計画には、塩浜駅は急行停

車駅であり、コンビニート企業に向かう従業員の往來を支える交通拠点として、位置づけ
ております。

あと、3つ目で、ゾーン30というところの御質問につきましては、新たに道路の拡幅
等の整備が必要ではないかと、そのようなご意見が……。

【F委員】

いやいや、拡幅というか迂回路をね。通過交通を排除しないといけないので、そのため
の工夫が必要じゃないかということです。

【事務局】

今回の地域・地区別構想の中では、地区が既存道路で抜け道として、速度を出して通過
していく車が多いところがあるという意見を頂き、だからゾーン30など速度を制限する
ような取組が必要だよねと、そういうような議論をさせていただいたというところで、松
本委員の御意見を今後参考にさせていただきたいと考えております。

4点目が防災の取組が薄いということで御意見をいただきまして、議案書6ページ、災
害に強いまちづくりの推進というところがございますが、取り組みの方針というところ
で、1番から5番まで記載はございますが、今回、塩浜地区の住民の方々にも丁寧にご説
明させていただいた内容としては、上の明朝体の部分で、上から3段落目、「こうした
中、本市においても、大規模自然災害等に対する」というところで、少し省略しまして、
「四日市市国土強靱化地域計画」を策定しました。」という文言を入れさせていただいて
おります。「本計画に基づく強靱化に向けた施策・事業を推進」という記載をしておりま
して、こちらについては、令和2年度末に、国土強靱化地域計画というものを策定しまし
て、特に塩浜地区については沿岸部というところもございまして、具体的にどこの場所
で、今後10年間、どういった工事をするという計画を別の計画で定めておりまして、も
ちろん本市としましても、塩浜地区はこの国土強靱化地域計画の影響が大きいと考えてお
り、しっかり記載し、推進していくこととなりますが、それに加えて、個別に5つの取り
組みの方針を入れたというところがございます。

【F委員】

分かりました。印象として、なるほどと思ったんですが、行政側がつくると、もっと住
民の方々をお願いする項目が入ってくるはずなんですよ。特に共助だとか、自助だとか、
そういうのが入ってくるのですが、今回、住民の方々が中心につくっていただいたので、
行政側への要望というか行政側がやるべきことばかりが出てきていて、そのバランス感

が多分ちょっと悪いなって感じなんですかね。ただ、それはほかの自治体でつくっているものがそうなので、四日市は四日市なりにこういう形で住民の方々の御要望を受けて市が中心的にやるべきことだけを書くというのも1つだと思いますのでよろしいのですが、いずれにしても、住民の方々と共にまちづくりをしていくという姿勢は重要だと思います。全体構想のほうでは書かれていると思いますので、その理念だけはしっかりと守っていただければいいかと思います。

【C委員】

ゾーン30はどこの道路で検討する予定なのか。

【事務局】

地区からご意見として、議案書10ページの構想図で、オレンジ色になっているのが塩浜駅の西口の辺りになりまして、これの少し西側に郵便局がございまして、その南北道路において、国道23号と塩浜街道との間に位置し、通過交通で流入してくる車が多いという御意見を聞いておりますので、そういった箇所が代表的な対策検討箇所として御意見をいただいた状況でございます。

【C委員】

詳細な場所は記述していないのか。

【事務局】

地区からは一例として意見を頂いており、他にもあるということもございまして、場所は明記せず、今後、個別に地域の方と検討していく予定です。

【C委員】

現在の三浜文化会館で、三浜小学校の統廃合のときに、子供たちが通うのが遠いからというのでスクールバスか何にするか、いろいろと通学時の安全対策を考えようといった話があったときにゾーン30という話もあったが、あのときは結局消えていったのかな。

何か子供たちを通園バスで運ぶという話もあったと思うが、議論の延長の中で出てきたゾーン30の指定については、落とし込みはまだしていないということか？その辺のところのゾーン30の検討を行っていくということか？

【事務局】

おそらく、三浜小学校の統廃合の議論をしておるときに、やはり一定距離を歩いていただくのにバスが必要じゃないか等の議論があって、一定時期、バスで通っていただいていた時期があったかと思いますが、塩浜街道の歩道整備というのもそのときからの関係で、

今、県で整備していただいておりますと認識しています。

ただ、統廃合の際に、その時点でゾーン30という制度自体がまだ無かったんじゃないかと思います。生活道路への通過交通の流入というのはかなり問題になっていたというのは覚えておりますが、ゾーン30というのはまだ当時なかったかと記憶しています。

【C委員】

確か、議会で質問したときに、統廃合した後に、植樹してある木の根が歩道を傷めているとかで、周辺道路の改修も含めたときに、そういった安全対策ができないのかという話があったような気がする。

【事務局】

そういうお話をいただいたと記憶しておりますし、現状、かなり生活道路に通過交通が流入しているというところもあって、今回、地域からもいろいろお声をいただいて、こういうことも書き込んでいるというところでございます。

ゾーン30に関しましては、委員からもご質問いただきましたが、通過交通を分散させる道路をどう考えているのみたいなご質問をいただきましたが、今、市内でもゾーン30を設定しているところがありますが、設定するエリアとしては、やはり通過交通を分散させる道路があって、一定のこのエリアでかけられないかみたいな。新たに道路を整備して、あるエリアでかけるのではなく、既存の道路でどのように通過交通を分散させ、どのような範囲であればゾーン30を設定できるのかを地域とも協議し、現在、ゾーン30を設定している状況でございます。

【C委員】

この際、ある程度、ゾーン30を指定するエリアをきちっと定めていくようにしたほうが私はいいのではないかと思ったので意見を出したが、今回、これで認めたという話になると、後になって、ゾーン30の設定について、うやむやになるのかなと思うと、どこで設定の検討をするか決めておいたほうがいいのではないか。

【事務局】

議案書8ページ、ここの一番下のところ、2の安心して暮らせる道路環境の向上というところの概要の右側のほうに、「ゾーン30の設定を関係機関と検討」というふうに地域の方が書かれておるのを受けて、地域・地区別構想に記載しましたが、確かにゾーン30という明記はしてはいないんですが、この中にそういった地域の思いも含めて、ゾーン30だけではありませんので、今後、今日いただいた意見も参考に、地域の方と歩行者の安

全対策について協議をしてまいりたいというふうに思っております。

【F委員】

結局、これが最初の議論に戻るのですが、本来は地区別構想で、そのための道路整備をするとか、バイパスを整備するとか、迂回路を造るというのが書かれるべきですよ。それは既存の実施計画があって、それを落とし込んで書いてくると思うんですよ。

ところが、これを見てもらうと、「検討します。」ですね。8ページ目です。これ、基本的にはやらないということなので、要はやれないということなんですよ。なので検討でとどめている。一方で、地区の住民からは要望があるということで書いているんですよ。ですから、地区の方々は、先ほど言われたストレス、いわゆる、せっかくなかったのに何も実現されないじゃないかという不信感につながっていくんだと思うんですよ。

ですから、どうやって地区の方々にこの計画の位置づけを説明していくのか、あるいは施策にどういうふうに反映するか、先ほども言いましたが、反映できるもの、反映できないものを書き分けるとか、何かやっぱりその工夫が必要なんだなという気はしますね。

【C委員】

最終的に、地域から出てきた要望や意見に対して、実現、達成していくような形の記載にして、ある程度明確にしないと、なかなか行政も取り組みにくいと思う。検討しますというのは大体、なかなか難しいと私は解釈しているが、それをやっていけるようにきちんと記載するというようなことは必要なのかと思う。

【事務局】

委員から、地区内の安全ということでゾーン30を例に出されて、今、いろんな御意見をいただきました。

この地域の車の通過交通の軽減ということで、これ、決定案の5ページの取組方針の②のところに歩行者の安全対策と併せて幹線道路から流入する通過交通を軽減する対策ということで文言を書かせていただいております。当然、通過交通を軽減する対策の1つには、先ほど委員からご意見いただきましたゾーン30というのも1つの対策だと思っておりますし、例えば、道路に狭窄施設を設けたり、例えば時間規制をするという、いろんな手法というのがあると思います。この辺は、当然、どんなやり方がこの地域にとって望ましいかというのは地域の方とこれからしっかり議論をしながら検討を進めていくということで、こういう文言を書かせていただきました。ゾーン30というのも1つの非常に効果がある手法ということで、私ども四日市市も16地区指定しながらゾーン30というところ

もやっておりますし、そのほかにも効果的な対策があればそういったものも取り入れていくというところで、文言というのはこういう書き方をさせていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

【E委員】

10ページの構想図の中で凡例のI-(2)というのがどこにも見当たらないが、これは意図的に抜いたのか。それとも、I-(2)の公共交通の利用促進と利便性の向上で、地区全体を指しているため、記載していないのか。

【事務局】

地区全体に係る内容につきましては、位置が示せないというところで、今回、公共交通の記載につきましては、既存バス路線の維持と次世代モビリティの活用検討という2つの項目になりますので、これらは地区全体に係る内容というところで記載はしていないということになります。

【E委員】

分かりました。

【B委員】

これまでの委員のご意見も踏まえて、今日の話の中で、渋滞対策と交通安全、そして、企業のBCPの問題、防災対策とあるのですが、これら全部を踏まえて、これはぜひしてほしいなということが1つあります。

昨日、楠町で、残念ながら、小学生が交通事故ではねられて亡くなって、本当に私ら議員という立場で考えると、やっぱりそういうのが起こらないようなまちにしないといけないので、そういう意味では大事な議論とっております。その中で、やはり子供の身を守るにはハード的に整然とした環境が必要であると考えています。

渋滞も、実はかなり危険な目に遭うと考えており、今朝、海軍道路と国道1号の交差点や日永五南交差点で挨拶活動を行っていたのですが、その中で、海軍道路から国道1号に入っていく右折車両が横断歩道を渡る自転車の中高生の手前で先に曲がろうとするんですよ、信号が青になると。これが何回もあり、いつも使っているのになぜかと考えていた。やはりちょっとでも早く曲がらんと渋滞が大変だからということで、毎日これが起きておるのかなと思い、危険と考えている。それで昨日事故があったし、今朝はこのような状況を見て、今日の議論を聞いていた。やはり、命を考える必要があると思いました。

その中でいくと、塩浜街道は長年渋滞で困っており、先ほど委員の意見の中で、企業の

中に道路を通したらどうかとか、抜本的な改革がもしかしたら企業さんにはあるかもしれないですね。1つの企業の安全衛生委員会ではなくて、多分連携した会議体があると思うので、そこに参画していただきたいと考えている。これが1つの提案であり、取り組みの方針はこのままでいいと思いますので、5ページの安心して暮らせる道路環境の向上の中の取り組みの方針にも記載があり、7ページ、Ⅲの自然環境・大規模工場群との共存共栄によるまちづくりのところにも再掲で取り組みの方針②、「必要に応じて、地域や企業との話し合いの場に参加します。」となっておりますので、おそらく、塩浜街道を使っている企業さんは、ノウハウというか情報の蓄積はあると思いますので、そこへ定期的に参画し、情報収集を行っていただきたいなと思っております。

【事務局】

委員のご意見に対して、今回、道路という例を挙げていただきましたが、企業さんとの連携という部分に関しましては、今回、地域・地区別構想を策定する前に、塩浜地区第1コンビナート、塩浜地区内にある企業13社が集まる会議に地域と伺いまして、塩浜地区まちづくり構想の説明を企業に行ったうえで、それを踏まえた行政の10年計画である地域・地区別構想を策定する説明し、まちづくり構想と地域・地区別構想ともに企業さんの協力が必要というところで、今後一緒にまちづくりに取り組んでいただきたく、お願いに伺ったということもございましたので、今後、企業さんともそういった場を持ちながら、いろいろ検討を進めていければと考えております。

以上です。

【B委員】

その13社の会議の事務局に当たる企業から事前に情報をもらってもらおうと、いろんな情報がもらえるかと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

また、今後、報告でチェックもできるということですので、期待しております。

【E委員】

そもそもこれが決定稿で、今さら、この会議でこれを付け足してとか、ここを一言だけ変えてとか、それは可能なのか。そういうことが多少考慮にあるのであれば、言いたいことがある。

【会長】

発言願います。対応可能かどうかも含めて、事務局で検討します。

【E委員】

私も議案を最初に読んだとき、災害対策がすごく薄いなと思ったんです。

事務局の回答では、国土強靱化地域計画の中に書いてあるのでそれは別途外してありますということで、それはいいのですが、あまりにもさらっと流され過ぎていると感じており、これを読んだ地域の人でも防災対策が薄いなという印象を持つと思う。

だから、そこをちょっと強調して、津波対策、コンビナート災害等については別途こちらにあるのでこちらを御覧くださいというのをもう少し分かるように表記できないのかと思うのですが、もう今さらそれは変えられないのか？

【事務局】

委員からは災害の関係ということで、先ほど、国土強靱化地域計画の説明をしましたが、他にも防災部局のほうの計画がございます。ご意見を聞いてもっともだなというふうにも思う一方で、記載のイメージをしたときに難しいなと感じているのが正直なところで

す。先ほど担当のほうがこの案を説明したときに、例として、地域が策定するまちづくり構想に福祉のことが書かれた部分については、このマスタープランが土地利用とか都市整備に関する計画ということがありまして、ほかの部局の施策を書き込むことが難しいということにつながってくるのですが、御意見をいただきましたので、どういう書きぶりが可能なかというのは一度検討をしたいなと感じているところでございます。

【E委員】

ほかの部局のところはと言うが、例えば、磯津なんかは津波避難ビルが悲願なわけですよ。津波避難ビルなんてどう考えても都市整備の分野で、ほかの部局じゃないような気がするんですよ。それで、例えばコンビナート災害なんかでも、どうまちを守っていくかというのもやっぱり都市整備の分野だと思うし、それをほかの部局のことだからということではないのかなと思うのですが。

もう無理ならいいのですが、決定稿だから今さら変えられないと言われると、一体、この会議は何なんだというふうに思ってしまう。

【事務局】

津波避難ビルのご意見もいただきましたので、どこまで書けるのかなというのを検討しまして、書き込みができる内容とできないものがありますので、一度整理をした上で、会長にもご相談をしながら整理させていただけたらなというふうに思っております。

【会長】

他部署との打合せや調整もあると思いますので、それを踏まえて連絡をいただくというように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【F委員】

結局、これを読んだ方々は、策定されたことは分かって、実際に何がどういうふうに策定されたかが分からない。その中で、防災に関する取り組みの方針では5項目しかなくて、これでは不十分と感ずるということだと思いますので、少なくとも、国土強靱化地域計画を策定し、どこに何が記載してありますぐらいはあってもいいかなと思うんですよ。

であれば、他部署だろうが問題ないと思いますので、国土強靱化地域計画で何が書かれているかを書いていただければ、これを読んだ方々は、例えば避難計画についてはそっちで触れられているんだ、避難場所の配置もそこで触れられているんだ、ということで安心ができるんじゃないかと思いますので、直せるならそういう修正が望ましいなと私も感じました。

それから、5ページの例の通過交通の話ですが、先ほどの四日市市の回答は、いろいろ地域と検討して、ゾーン30にかかわらず、いろんな方策を検討して、その中でやれるものを実施するというふうに受け止めたのですが、それであれば、そういう記載がいいなと思っています。すなわち、「検討する」ではなくて「実施する」で終えてほしいです。

例えば、「歩行者等の安全を確保するため、地域と共に検討し、幹線道路から流入する通過交通を軽減するための効果的な対策を実施します。」と書いてもらえれば、やることになり、今度、実施の有無のチェックができるので、やりますよということなら書いてもらいたいなと思いました。

【C委員】

先週、塩浜で大きな火事があったと思いますが、その際に、やはりコンビナート関係者も対応のため出動するのか。どういう連携になっているのか。

【四日市市】

土曜日の午後の火災の件と思いますが、実際、コンビナート企業がどう活動されたかは、今日の時点で把握していないが、当時、消防からの連絡は本市にもあり、そういう連携は当然図られています。その情報の中でコンビナート企業と連携を図られたかどうかの情報はありませんでした。

【C委員】

多分、地域や自治会の人には知っていると思うが、ニュースで見たときに大きな火事で、

どのような対応がなされ、どの住民に避難指示が出たのか等の報告が議員には無かったが、例えば都市・環境常任委員会に報告はあったのかなとか。大火災時の情報発信、共有などの書きぶりが、ここでも本当なら分かるようになるとよい。

随分前にもコンビナート企業の敷地内で大きな事故があったと思うが、やっぱり塩浜地区というのは、一度、そういうことが起こると大変な地域だと思うので、防災や減災に関する安全対策というものはやはり重要と考えている。

そういう意味でも、やはり委員が言われるようなことも含めると、もう少しきちっと分かる形で、私らも議を求められてやっていくのであれば、そういった記載が必要と思う。

【事務局】

なかなか地区マスにどこまで書くかというのは難しいところでございまして、何度も申し上げます、土地利用や都市整備に係るところを記載しており、広く捉えれば、全て土地利用みたいなどころもあるのですが、地区マスがどういうものであって、どういう趣旨のことを書き込むものなのかというのをもうちょっとしっかりアナウンスする必要があるのかなと今日感じましたので、しっかりその点をアナウンスした上で地区マスをつくり上げていくという、努力はしていきたいと考えております。

【C委員】

地域・地区別構想というのは、住民としては行政の縦割りとか気にしていないと思う。地域をこんなふうにしたいとか、こういうふうになってほしいなということを思いを述べていると思うので、都市整備部の守備範囲とか消防の守備範囲という話ではなくて、生活者の視点で多分意見を出していると思う。

だから、私たちも生活者の視点で発言はするし、行政が都市整備部の範囲でと言われるとそれまでであり、それ以外のことは全部、検討しますとかになるわけで、もう少し物の見方や、意識を変えないといけないのかなと思う。都市整備部から、その関係部署と連携して、指示、指導するなり報告して取り組んでいくということがやっぱり要るのかなと思っている。

【事務局】

まず、地域が策定したまちづくり構想がございしますが、これは分野に限らず、地域でいろいろ書き込みをしていただきますので、そこから地区マスを作り上げていくということになると、やはり私どもの守備範囲のところにと絞ってとってきますので、そのシステムのところがやはり、十分御説明させていただいているつもりであっても、なかなか浸

透していないのかなというところがありますし、まちづくり構想の内容から地区マスに上げる分だけを取って、あとは置いておいてではなく、まちづくり構想でいただいた各分野の取り組みは、各それぞれの所属との連携、他部署に指示まではできませんが、きちっと連携を図って、地域の思いはこういうところがあるんだという情報は提供してございますので、そういう内容であるというのをご理解いただきたいのと、地区マスの中にあります「検討する」というのは、都市整備部でやるところ、やれるところを検討すると記載しています。私どもの分野でないものはこの計画に記載しておらず、検討するというのは私どもの分野ですので、これは検討していくということで表現しております。冒頭の議論の中で、検討するという表現は少し弱いという意見もいただいておりますが、ここは都市整備部がやっていく施策、事業という認識で捉えておりますので、そこはしっかり進捗の報告と併せて取り組んでまいりたいと思います。

【D委員】

塩浜まちづくり構想の中の駅前が活性化した事例を調べるというのは、どういうものを基準に調べて、それを再開発につなげていくのか。

【事務局】

にぎわいづくりや再開発の事例の研究というところですが、先ほども申しましたように、にぎわいづくりの地域の取り組みもありましたが、例えば他市町の先行事例として、地区主体の取組であったり、あとは行政の取り組みとして、共同建替等誘導助成制度を実施していますが、それ以外にも何か公共的な施策や取組を研究するなど、引き続き地域と協議は行いながら、その中でできること、行政として取り組んでいくこと、そういったものを検討していきたいと考えております。

【D委員】

具体的な例はないということですが、例えば、人が集まるような取り組みをしていこうと思うと、買物拠点をつくったりして、たくさんの方が集まるようになれば、全体的にある程度人が行き来するようになって活性化はしてくると思う。

【会長】

ほかに何か。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【会長】

いくつか宿題が出てきておりますので、もう一度きちんと、大きな枠としてはこういう方向で行かせていただくと報告します。また、最初のほうに指摘されたチェック体制のようなものを今後どう進めていくかということは事務局と私のほうでまた相談をさせていただきながら、次回ないしは次々回ぐらいまでにお話をさせていただくという機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間のこともございますので、ただいまの四日市市都市計画まちづくり条例に基づいて付議されましたものですから、当審議会で議を求めるものでございます。

本議案につきまして、原案どおり可決するということによろしいでしょうか。よろしいですか。

【採決】

第120号議案 全員一致で原案どおり可決